

いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【文部科学省「児童生徒の問題・動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より抜粋】

いじめの基本認識

- ・ いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方には間違っている。
- ・ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多い。
- ・ いじめはその行為の内容により暴行、恐喝、強要等の刑法等に抵触する。
- ・ いじめは教職員の指導の在り方・家庭教育の在り方が問われる問題である。
- ・ いじめは学校・家庭・地域社会が、一体となり取り組むべき問題である。

以上の基本認識より、いじめ問題の特質を十分に認知し、常に「未然防止」と「早期発見」に取り組むべきものである。

また、いじめが発見された場合には「早期対応」に的確に取り組み、事態の改善・解決に導くものである。

2 未然防止

多くのいじめ問題が学校環境の中で起こる背景には、昨今の携帯・スマホ・SNS使用に見られる自然環境での人間関係構築機会の著しい減少に起因するもので、唯一と言える他者との身体的かつ精神的接触をともなう学校環境で、はじめて人間関係構築の葛藤に遭遇し、コミュニケーションスキルの少なさから、いじめへと惹起する言動や関係性が起こるものと言える。

そのために、以下の学級経営、人権教育、道徳教育、特別活動の充実を図る。

学級経営の充実

自然環境(家庭環境・地域環境)では、コミュニケーションスキルの学習の機会が少ないことを考慮し、意図的な人間関係構築のスキルを学ぶ場として学校があり、その端緒を開くものとして、学級があると判断する。

そのために学級集団を以下の視点で活用する。

- ① 集団には、目的・組織・規律があることを学級活動の中で、体験的に理解させる。
- ② 当面は、班等の小集団を単位としリーダーとフォロワーの関係性を理解させる。
- ③ 学習活動、管理的活動、文化的活動を組織し、話し合い(討論)や日直(評価)活動を入れ込みながら、(活動計画の)承認・非承認、(取り組みの)達成評価、(活動が)不十分だった場合の追究・反省・まとめ(総括)等、①の「目的・組織・規律」の構成を実地に実感を伴う形で学習させる。
- ④ 以上の活動を組織しながら、班替えや臨時の問題別解決集団(プロジェクトチーム)を利用し、構成人員を入れ替える中で、様々な人間関係構築を作り出す。

人権教育の充実

- ① いじめは、相手の人権侵害であり、決して許されるものではないことを生徒たちに理解させる必要がある。
- ② 生徒たちが相手の心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識を高める必要がある。
- ③ 人権教育では、生徒の実態に合わせ、題材等の内容を十分に検討するべきである。

道徳教育の充実

- ① 道徳的判断の低さや未発達な考え方からの「いじめ」に対し、道徳の授業が有効である。
- ② いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生する。いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。
- ③ 生徒が、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自らの生活や行動を省み、いじめの抑止につながる。

特別活動の充実

- ① 生徒は、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていく。

- ② 生徒が、他者の痛みや感情を共感し受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

3 早期発見

「1 未然防止」で人間関係構築の土台を固めながら、いじめへと惹起する不十分な人間関係構築行動に、以下の観点、観察を踏まえて取り組む。

日常の観察

- ① 休み時間や昼休み、放課後の雑談等、生徒の様子に目を配り、教職員の死角を無くし、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ② いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ③ 教室には常にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示する。
- ④ 自他の不利益には黙らない(抗議する)、一日の反省活動(帰りの会等)の話し合い活動を充実させる。(日直活動の充実も併せて行う。)

観察の視点

- ① 担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。
- ② 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行う。
- ③ 私的グループから、公的かつ目的共有型グループに変容していく様子を確認する。

日記等の活用

- ① 日直日誌や(場合によっては)連絡帳等の活用により、担任と生徒・保護者が日頃から連絡や報告を取ることで、信頼関係および公開する勇気を構築する。
- ② 気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応し、「黙っていない」取り組みとして組織する。

教育相談(学校カウンセリング)

- ① 日常の生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、生徒が常に気軽に相談できる環境をつくる。
- ② 定期的な教育相談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

いじめ実態調査アンケート

- ① 月はじめに1度の実施を行う。
- ② いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮する。
- ③ アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識をもつ。
- ④ 長期欠席者についても、何らかの形で調査を行う。

4 早期対応の基本的な流れ

いじめと認知されるもの、および疑わしいと認知された場合は、以下のように対応する。

いじめ情報の確認

- ① いじめ防止推進教師を中心に「いじめ対策委員会」(学年教職員+生活指導担当者で構成)を招集する。
- ② いじめられた生徒を徹底して守る。
- ③ 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)
- ④ 該当学級への援助を開始。(改善要求を組織し、世論つくりに入る)
※ ただちに、学級担任、生徒指導担当(いじめ対策委員会)に連絡し、管理職に報告し、対応検討、および対応の実施に入る。

正確な実態把握

- ① 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- ② 個々に聴き取りを行う。
- ③ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ④ ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ⑤ 該当学級での改善要求への具体的な手立てをつくり、実行させる。

指導体制、方針決定

- ① 指導のねらいを明確にする。
- ② すべての教職員の共通理解を図り、対応する教職員の役割分担を考える。
- ③ 教育委員会、関係機関との連携を図る。
※ 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案緊急対策会議(校長を長として、管理職+企画委員で構成)を開き、監督官庁・警察等へ連絡する。

生徒への指導

- ① いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ② いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ③ 該当学級での自分たちで守っていく行動を支援、評価し被害、加害を問わず、人間関係構築のスキルアップを図っていく。

保護者との連携

- ① 直接会って、具体的な対策を考える。
- ② 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ③ 人間関係構築のスキルアップの視点から、認識してもらうよう説得する。

今後の対応

- ① 繼続的に指導や支援を行う。
- ② カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ③ 心の教育の充実を図り、一層の誰もが大切にされる学級経営を行う。

5 重大事態への対処

1～4の取り組みから拾いきれず、あるいは行動等が暗部に入って明らかにならず、いじめ問題が重大事態を引き起こした場合は、以下の通りに対応する。

i) 重大事態の発見と調査

【重大事態とは】

- ◎ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(生徒が自殺を企図した場合等)
 - ◎ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(対人関係で一定の期間連続して欠席しているような場合等)
 - ◎ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
- ① 調査を行うための組織は、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ② 事実関係を明確にするための調査の実施する。
その場合、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施し、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

ii) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- ② 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ③ 希望に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

iii) 再調査とその結果による措置

- ① 専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ② 再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導・の向上に努める必要がある。

未然防止には、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。そのため「SNS学校ルール」を生徒会中心に策定し、生徒・保護者に広く周知する。また、それを受けて家庭でもルールについて話し合ってもらう。

早期発見には、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

ネット上のいじめとは

SNSを利用して、特定の生徒の誹謗中傷や個人情報等を書き込んだり、送付するなどの方法により、いじめを行うものである。

特殊性による危険

- ① 匿名性により、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者被疑者を特定できずに悩み、心理的ダメージが大きい。
- ② 揭載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ③ スマホで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ④ 一度流出した個・情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

i) 保護者会等で伝えるポイント

- ① フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うことの要請や、持たせる必要性について検討を要請する。
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、個人情報が流出するといったスマホ特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもってもらう。
- ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えることを訴える。
- ④ 家庭では、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問い合わせる等、日常的に関わることを要請する。(ペアレンタルコントロール)
- ⑤ 被害等があった場合は、即座に学校や警察(サイバーポリス)へ相談するよう訴える。

ii) 情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた以下の事柄について指導を行う。

- ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ② 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ③ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ⑤ 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。
- ⑥ 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ⑦ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

iii) チェーンメールの指導の際、生徒たちに理解させるポイント

- ① チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ② 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

早期発見・早期対応のために

i) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ① 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に伝え、協力して取り組む。
- ② 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携を図る。
- ③ 被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

ii) 書き込み等の削除の手順

- ① 書き込みの確認(掲示板のアドレスを記録・書き込みをプリントアウト・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など)をする。
- ② 掲示板の管理者に削除依頼をする。
- ③ 掲示板のプロバイダに削除依頼(管理者により削除されない・管理者の連絡先が不明)をする。
- ④ 削除依頼メールの再確認・警察へ相談・法務局、地方法務局に相談(上記で削除されない)をする。
- ⑤ 削除確認を行い、あわせて生徒や保護者等への説明を行う。(現状を踏まえて)

7 拡 足

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」の主旨を踏まえ作成されたものであり、実効性のある内容と自負するものであるが、その精度を向上させる上でも、年度ごとに見直し、改定していくものである。

(平成29年4月10日作成)